

第 6 節 船積関係手続

システムを使用して積コンテナリストを提出する場合又は船積みに係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

1 船積情報登録

システムを使用して外国貿易船に船積みされるコンテナの積コンテナリストを提出する場合又は貨物を外国貿易船に船積みした場合、船会社（本船運航船会社）、船舶代理店、CY、通関業者又は海貨業者は、積コンテナリスト提出情報又は船積情報（以下「船積情報等」という。）をシステムに登録する。

(1) 登録の方法

輸出（積戻し）許可済貨物、特例輸出貨物、本船扱い承認貨物、仮陸揚貨物又は通関場所が外国貿易船となっている特定輸出申告前の貨物について、積コンテナリストを提出する場合又は外国貿易船に船積みする場合は、「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）を利用し、次により船積情報等をシステムに登録する。

イ 処理の概要

本業務では入力した「積コンテナ・船積区分*」欄と「処理区分」欄の組み合わせにより、下表のとおり外国貿易船に船積予定のコンテナの輸出申告に係る処理（以下この節において「積コンテナリスト提出処理」という。）と船積情報の登録に係る処理（以下この節において「船積処理」という。）が行われる。

「積コンテナ・船積区分*」欄 「処理区分」欄	A：積コンテナリスト提出及び船積処理		B：積コンテナリスト提出処理		C：船積処理	
	9 (新規登録)	/		積コンテナ情報登録		/
2 (追加)	積コンテナ情報追加					
3 (削除)	積コンテナ情報削除					
(入力しない。)	積コンテナ情報登録及び提出と船積登録の併せ処理		/		船積登録	
E (提出/終了)	積コンテナ情報登録及び提出と船積登録及び終了の併せ処理				積コンテナ情報登録及び提出 (注1)	積コンテナ情報提出 (注2)

(注1) 「提出番号」欄を入力しなかった場合

(注2) 「提出番号」欄を入力した場合

(注3) 「コンテナ番号または貨物管理番号」欄を入力した場合

(注4) 「コンテナ番号または貨物管理番号」欄を入力しなかった場合

A 「積コンテナ・船積区分*」欄が「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）の場合

(A) 「処理区分」欄を入力しない場合

本船に船積み予定のコンテナ（空コンテナを含む。）のうち輸出申告が必要なコンテナ

番号をシステムに登録し、税関に積コンテナリストを提出することにより、コンテナの輸出申告を行う。また、本船へ貨物を船積みする旨を併せて登録する。

(B) 「処理区分」欄が「E」（提出／終了）の場合

本船に船積み予定のコンテナ（空コンテナを含む。）のうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録し、税関に積コンテナリストを提出することにより、コンテナの輸出申告を行う。また、本船へ貨物を船積みする旨の登録及び船積みが終了した旨の登録を併せて行う。

B 「積コンテナ・船積区分＊」欄が「B」（積コンテナリスト提出）の場合

(A) 「処理区分」欄が「9」（新規登録）の場合

積コンテナリスト提出の前に、本船に船積み予定のコンテナのうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録する。

(B) 「処理区分」欄が「2」（追加）の場合

積コンテナリスト提出の前に、登録した積コンテナリスト情報について、コンテナ番号を追加する。

(C) 「処理区分」欄が「3」（削除）の場合

積コンテナリスト提出の前に、登録した積コンテナリスト情報について、コンテナ番号を取り消す。

(D) 「処理区分」欄が「E」（提出／終了）かつ「提出番号」欄を入力しなかった場合（積コンテナ情報登録及び提出）

本船に船積み予定のコンテナのうち輸出申告が必要なコンテナ番号を登録し、税関に積コンテナリストを提出することにより、コンテナの輸出申告を行う。

(E) 「処理区分」欄が「E」（提出／終了）かつ「提出番号」欄を入力した場合（積コンテナ情報提出）

「積コンテナ情報登録」で登録した積コンテナリスト情報を税関に提出する。これによりコンテナの輸出申告を行う。

C 「積コンテナ・船積区分＊」欄が「C」（船積処理）の場合

(A) 「処理区分」欄を入力しない場合

本船へ貨物を船積みする旨を登録する。

なお、1回の登録で全ての貨物を入力できない場合は、登録を複数回行う。

(B) 「処理区分」欄が「E」（提出／終了）かつ「コンテナ番号または貨物管理番号」欄を入力した場合

本船へ貨物を船積みする旨の登録及び船積みが終了した旨の登録を行う。

(C) 「処理区分」欄が「E」（提出／終了）かつ「コンテナ番号または貨物管理番号」欄を入力しなかった場合

本船への船積みが終了した旨を登録する。

積コンテナリストの提出を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届が提出されている必要がある。また、本業務において時間外執務要請届の提出を行う旨を入力することにより、時間外執務要請届の提出も併せて行うことができる。

なお、1回の登録で入力可能なコンテナ番号又は貨物管理番号は、最大1,200件となっているため1,200件を超える場合は、分割し複数回に分けて本業務を行う。

また、1船舶で登録可能なコンテナ番号又は貨物管理番号は最大9,000件である。

ロ 入力者と利用可能な「積コンテナ・船積区分」

A 船舶代理店又はCYの場合で、「積コンテナ・船積区分*」欄が「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「B」（積コンテナリスト提出処理）の場合は、入力者は、通関業の免許を取得していること。

B 船会社の場合で、「積コンテナ・船積区分*」欄が「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）の場合は、積載予定船舶の船舶運航者と同一会社であること。

C 船舶代理店の場合で、「積コンテナ・船積区分*」欄が「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）の場合は、積出港において、積載予定船舶の船舶運航船会社と受委託関係があること。

D 通関業者の場合は、「積コンテナ・船積区分*」欄が「B」（積コンテナリスト提出処理）であること、若しくは「積コンテナ・船積区分*」欄が「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）の場合は、次のいずれかの条件に該当する貨物の船積処理であること。

(A) 「搬出確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：BOC）、「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務（業務コード：VAN）等において、入力された積載予定船舶コードに向けて搬出された貨物であること。

(B) 本船扱い又はふ中扱い承認貨物であること。

E 入力者が海貨業者の場合は、「積コンテナ・船積区分*」欄が「C」（船積処理）で、次のいずれかの条件に該当する貨物の船積処理であること。

(A) 「搬出確認登録（輸出許可済）」業務（業務コード：BOC）、「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務（業務コード：VAN）等において、入力された積載予定船舶コードに向けて搬出された貨物であること。

(B) 本船扱い又はふ中扱い承認貨物であること。

ハ 呼出しによらない方法

「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）を利用して、次の事項を入力し送信する。

<共通部>

[1] 積コンテナ・船積区分（「積コンテナ・船積区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
積コンテナリスト提出・船積処理	A
積コンテナリスト提出処理	B
船積処理	C

[2] 処理区分（「処理区分」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
新規登録	9
追加	2
削除	3

区 分	コード
なし	(入力しない。)
提出/終了	E

- [3] 積コンテナリスト提出番号（「提出番号」欄）
新規登録の場合は自動付与されるため、入力不可。
- [4] 船積年月日（「船積年月日」欄）
「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出・船積処理）又は「C」（船積処理）を入力した場合は、船積年月日を西暦（8桁）で必須入力する。
- [5] 積載予定船舶コード（「積載予定船舶」欄左）
積載予定船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。
信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。
- [6] 積載予定船舶名（「積載予定船舶」欄右）
信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載予定船舶名を必須入力する。
- [7] 積出港コード（「積出港」欄）
貨物の積出港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。
- [8] 航海番号（「航海番号」欄）
貨物を積載する船舶の航海番号を、運航船会社単位に入力する。
- [9] 保税地域コード（「保税地域」欄）
コンテナが蔵置されている保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。
積コンテナリスト提出処理の場合で、「バース」欄を入力する場合は、入力不可。
- [10] バースコード（「バース」欄）
本船が停泊している場所のバースコード（「業務コード集」参照）を入力する。
「保税地域」欄を入力した場合は、入力不可。
- [11] コンテナ管理者コード（共通）（「コンテナ管理者」欄左）
コンテナ管理者を船会社コード（「業務コード集」参照）又は輸出入者コードで入力する。
コンテナ管理者のコードがシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。
繰返部の「コンテナ管理者」欄を入力しなかった場合は、必須入力する。
繰返部の「コンテナ管理者」欄を入力した場合は、入力不可。
- [12] コンテナ管理者名（「コンテナ管理者」欄右）
「コンテナ管理者」欄左に入力したコンテナ管理者コードに対する名称がシステムに登録されていない場合（「9999」を入力した場合を含む。）は、コンテナ管理者名を必須入力する。
- [13] コンテナ管理者住所（「コンテナ管理者住所」欄）
「コンテナ管理者」欄左に入力したコンテナ管理者コードに対する住所がシステムに登録されていない場合（「9999」を入力した場合を含む。）は、コンテナ管理者住所を必須入力する。
- [14] 時間外執務要請識別（「時間外執務要請識別」欄）
税関の開庁時間外に積コンテナリストの提出を行う場合は、次の区分に応じたコード

を入力する。

区 分	コード
時間外執務要請届が届出済みの場合	A
時間外執務要請届の提出を併せて行う場合 (1回の業務で複数のコンテナ管理者分を入力する場合は、複数届出となる。)	B

<繰返部>

※ 以下 [15] から [22] までの項目は、最大 1,200 欄まで繰り返し入力することができる。

[15] コンテナ番号または貨物管理番号 (「コンテナ番号または貨物管理番号」欄)

コンテナ貨物の場合は、コンテナ番号を入力する。

在来貨物の場合は、貨物管理番号を入力する。

[16] 在来貨物表示 (「在来」欄)

在来貨物の場合は、「B」を入力する。

[17] 積コンテナ情報登録不要表示 (「登録不要」欄)

積コンテナリストの提出を行わずに輸出されるコンテナの場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

在来貨物の場合は、入力不可。

区 分	コード
仮陸揚コンテナで積コンテナリストの提出が不要なコンテナ	T
輸出コンテナで積コンテナリストの提出が不要なコンテナ	X

[18] 空／実入コンテナ表示 (「空／実入」欄)

次の区分に応じたコードを入力する。

在来貨物の場合は、入力不可。

区 分	コード
空	4
実入り	5

[19] コンテナサイズコード (「サイズ」欄)

コンテナのサイズをコンテナサイズコード (「業務コード集」参照) で入力する。

[20] コンテナタイプコード (「タイプ」欄)

コンテナの形式 (タイプ) をコンテナ形式コード (「業務コード集」参照) で入力する。

[21] 国産コンテナ等 (マル関) 表示 (「マル関」欄)

国産コンテナの場合は、「2」を入力する。

[22] コンテナ管理者コード (「コンテナ管理者」欄)

コンテナ管理者を船会社コード又は輸出入者コードで入力する。

共通部の「コンテナ管理者」欄左を入力しなかった場合は、必須入力する。

共通部の「コンテナ管理者」欄左を入力した場合は、入力不可。

ニ 呼出しによる方法

船積処理を実施する前に、「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）による積コンテナリスト提出処理により輸出許可となったコンテナ番号を呼び出す場合は、「船積情報登録呼出し」業務（業務コード：CLR11）を利用し、「積コンテナリスト提出番号」欄に積コンテナリスト提出番号を入力し送信することにより、船積情報等が「船積情報登録呼出情報」（出力情報コード：SAT0741）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上、前記イ（「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）を利用する場合）に準じて登録を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により船積情報等がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
エラー通知情報 （積コンテナ登録情報）	SAT0451	積コンテナ情報登録の場合。	登録者
エラー通知情報 （船積情報）	SAT0460	積コンテナ情報登録以外である場合。	登録者
積コンテナリスト提出情報	SAT0331	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出）、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。	税関 （保税担当部門）
		次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 保税地域コードがシステムに登録されている。 ③ 登録者と当該保税地域の利用者が異なる。	保税地域

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）かつ「処理区分」欄に「E」（提出／終了）又は「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出）かつ「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した場合。	船会社 （コンテナ管理者）
積コンテナ輸出許可通知情報	S A T O 3 4 1	「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した場合。	登録者
本船扱い貨物船積登録情報	S A T O 3 9 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）（「船積終了」の場合を除く。）を入力した。 ② 船積する外国貿易船に本船扱い承認貨物がある。	貨物情報に登録されている 申告予定者
積コンテナ対象外コンテナ情報	S A T O 4 0 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）（「船積終了」の場合を除く。）を入力した。 ② 「登録不要」欄に「X」を入力したコンテナが存在する。	税関 （監視担当部門）
船積船舶・積出港差異情報	S A T O 4 1 0	次の条件を全て満たす貨物が存在する場合。ただし、次の貨物は出力対象外とする。 ・システム外搬入貨物 ・仮陸揚貨物 ・輸出等許可後に手作業移行された貨物 ・書面により輸出申告し許可された貨物 ・本船扱い承認済み貨物	輸出申告者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		<p>① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）（「船積終了」の場合を除く。）を入力した。</p> <p>② 「積載予定船舶」欄左に入力した船舶コード、「積出港」欄に入力した積出港コードが、輸出（積戻しを含む。）許可された内容と異なる。</p>	<p>税関 （輸出通関担当部門）</p>

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
船積未登録情報	S A T O 3 8 0	<p>「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「積コンテナ・船積区分*」欄を「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した場合であって、次のいずれかの条件に該当する場合。</p> <p>① 次の条件を全て満たすコンテナが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「積載予定船舶」欄左に入力した積載予定船舶コード、「積出港」欄に入力した積出港コード及び「航海番号」欄に入力した航海番号の登録がされている。 ・CY搬入確認登録がされている。 ・積コンテナリストの提出がされていない。 ・本業務で入力されていない。 <p>② 次の条件を全て満たすコンテナが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に対して積コンテナリスト提出済みである。 ・船積登録がされていない。 <p>③ 次の条件を全て満たす貨物情報が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「積載予定船舶」欄左に入力した積載予定船舶コード及び「積出港」欄に入力した積出港コードに向けた搬出確認がされている又は本船扱い承認されている。 ・当該業務で入力されていない。 ・登録者が船会社以外で「搬出確認登録（輸出許可済み）」業務（業務コード：BOC）において通知先として指定されている。 	登録者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
船積登録終了情報	S A T O 3 7 1	次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。 ③ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに参加している。	本船運航船会社
		次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。 ③ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに不参加である。	積出港における貨物業務にかかる受委託関係のある全ての船舶代理店
		次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 「積載予定船舶」欄左に「9999」を入力した。	登録者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
船積変更予定情報	S A T O 3 5 1	<p>次の条件を全て満たす場合。</p> <p>① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出処理）を入力し、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。</p> <p>② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。</p> <p>③ 「船積登録終了情報」（出力情報コード：S A T O 3 7 1）が出力されている。</p> <p>④ 「積載予定船舶」欄左に入力した積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに参加している。</p>	本船運航船会社
		<p>次の条件を全て満たす場合。</p> <p>① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出処理）を入力し、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。</p> <p>② 登録者が船会社、船舶代理店以外である。</p> <p>③ 「船積登録終了情報」（出力情報コード：S A T O 3 7 1）が出力されている。</p> <p>④ 「積載予定船舶」欄左に入力した積載予定船舶コードの運航船会社がシステムに不参加である。</p>	積出港における貨物業務について受委託関係のある全ての船舶代理店
		<p>次の条件を全て満たす場合。</p> <p>① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「B」（積コンテナリスト提出処理）を入力し、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。</p> <p>② 「船積登録終了情報」（出力情報コード：S A T O 3 7 1）が出力されている。</p> <p>③ 「積載予定船舶」欄左に「9999」を入力した。</p>	登録者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
船積登録変更情報	S A T O 3 6 1	次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。 ③ 「船積登録終了情報」（出力情報コード：S A T O 3 7 1）が出力されている。 ④ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに参加している。	本船運航船会社
		次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。 ③ 「船積登録終了情報」（出力情報コード：S A T O 3 7 1）が出力されている。 ④ 積載予定船舶の運航船会社がシステムに不参加である。	積出港における貨物業務について受委託関係のある全ての船舶代理店
		次の条件を全て満たす場合。 ① 「積コンテナ・船積区分*」欄に「A」（積コンテナリスト提出及び船積処理）又は「C」（船積処理）を入力し、かつ、「処理区分」欄に「E」（提出／終了）を入力した。 ② 「船積登録終了情報」（出力情報コード：S A T O 3 7 1）が出力されている。 ③ 「積載予定船舶」欄左に「9999」を入力した。	登録者
時間外執務要請確認情報	C A B O O 3 0	「時間外執務要請識別」欄に「B」（時間外執務要請届の提出を併せて行う場合）を入力した場合。	税関 （保税担当部門）

2 船積情報等の取消し

「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）を実施した船会社（本船運航船会社）、船舶代理店、CY、通関業者及び海貨業者は、「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）で登録した内容

を取消す場合は、「船積情報変更」業務（業務コード：CLD）を実施する必要がある。

(1) 船積情報等の取消し方法

船会社（船舶代理店を含む）及びCYは、「船積情報変更」業務（業務コード：CLD）を利用して、次の事項を入力し送信する。

1回の登録で入力可能なコンテナ番号又は貨物管理番号は、最大1,200件までであるため1,200件を超える場合は、複数回に分けて本業務を実施する。

積コンテナ・船積情報の取消し又は積コンテナ情報の取消しを税関官署の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届が提出されている必要がある。

また、本業務において時間外執務要請届を併せて行う旨を入力することにより、時間外執務要請届も併せて行うことができる。

なお、「船積確認登録」業務（業務コード：CCL）が実施されるまでは、本業務を実施することができるが、本業務により取消しができない場合は、「NACCS登録情報変更申出」に積コンテナリスト情報の取消しが必要な旨、積コンテナリスト提出番号コンテナ番号及び事由等、必要事項を記入の上、税関（保税担当部門）に提出する。

また、「NACCS登録情報変更申出」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできる。

<共通部>

[1] 処理区分（「処理区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

なお、一部のコンテナ番号又は貨物管理番号を取り消す場合は、「3」を入力する。

区 分	コード
取消し	3
一括取消し	1

[2] 積コンテナリスト提出番号（「積コンテナリスト提出番号」欄）

取り消しする積コンテナリスト提出番号を入力する。

なお、船積情報の取消しのみをする場合は、入力不可。

[3] 積載予定船舶コード（「積載予定船舶」欄左）

積載予定船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。

信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

なお、積コンテナ情報の取消しのみの場合は、入力不可。

[4] 積載予定船舶名（「積載予定船舶」欄右）

信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載予定船舶名を必須入力する。

なお、積コンテナ情報の取消しのみの場合は、入力不可。

[5] 積出港コード（「積出港」欄）

貨物の積出港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。

なお、積コンテナ情報の取消しのみの場合は、入力不可。

[6] 航海番号（「航海番号」欄）

船舶の航海番号（運航船会社単位）を入力する。

なお、積コンテナ情報の取消しの場合のみは、入力不可。

[7] 時間外執務要請識別（「時間外執務要請識別」欄）

税関の開庁時間外に本業務を行う場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
時間外執務要請届が届出済みの場合	A
時間外執務要請届を併せて行う場合 (1回の業務で複数のコンテナ管理者分を入力する場合は、複数届出となる。)	B

<繰返部>

※ 以下 [8] 及び [9] の項目は、最大 1,200 欄まで繰り返し入力することができる。

[8] コンテナ番号または貨物管理番号（「コンテナ番号または貨物管理番号」欄）

コンテナ貨物の場合は、コンテナ番号を入力する。

在来貨物の場合は、貨物管理番号を入力する。

[9] 在来貨物表示（「在来」欄）

在来貨物の場合は、「B」を入力する。

(2) 出力情報

前記(1)（船積情報等の取消し方法）により積コンテナ情報又は船積情報が取り消された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
エラー通知情報 (船積情報)	S A T O 4 6 0	なし。	登録者
積コンテナリスト 変更情報	S A T O 4 2 1	積コンテナ情報の取消しの場合。	税関 (保税担当部門)
		次の条件を全て満たす場合。 ① 積コンテナ情報の取消しである。 ② 船積情報等に保税地域コードが登録されている。 ③ 登録者と船積情報等に登録されている保税地域の利用者が異なっている。	保税地域
		次の条件を全て満たす場合。 ① 積コンテナ情報の取消しである。 ② 船積情報等にコンテナ管理者として登録されている船会社がシステムに参加している。	船会社 (コンテナ管理 者)
積コンテナ輸出 許可内容変更通 知情報	S A T O 4 3 1	「処理区分*」欄に「3」（取消し）を入力し、積コンテナリスト提出番号に係る全てのコンテナ番号を入力しなかった場合。	登録者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
船積登録変更情報	S A T O 3 6 1	次の条件を全て満たす場合。 ① 船積情報等の取消しである。 ② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。 ③ 「船積登録終了情報」(出力情報コード: S A T O 3 7 1) が配信済みである。 ④ 「積載予定船舶」欄左に入力した船舶コードの運航船会社がシステムに参加している。	本船運航船会社
		次の条件を全て満たす場合。 ① 船積情報等の取消しである。 ② 登録者が船会社及び船舶代理店以外である。 ③ 「船積登録終了情報」(出力情報コード: S A T O 3 7 1) が配信されている。 ④ 「積載予定船舶」欄左に入力した船舶コードの運航船会社がシステムに不参加である。	船会社と積出港における貨物業務の受委託関係のある全ての船舶代理店
		次の条件を全て満たす場合。 ① 船積情報等の取消しである。 ② 船積登録終了情報(出力情報コード: S A T O 3 7 1) が配信されている。 ③ 「積載予定船舶」欄左に「9999」を入力した。	登録者
本船扱い貨物船積登録変更情報	S A T O 4 4 0	船積情報の取消しの場合で、本船扱い承認貨物が存在する場合。	貨物情報に登録されている申告予定者
時間外執務要請確認情報	C A B O 0 3 0	「時間外執務要請識別」欄に「B」(時間外執務要請届を併せて行う場合)を入力した場合。	税関 (保税担当部門)

3 船積確認の登録

船積情報をシステムに登録した貨物について、船積確認情報をシステムに登録する場合は、次による。

(1) 登録の方法

「船積確認登録」業務(業務コード: C C L)を利用して次の事項を入力し送信する。

なお、本業務については船積確認した旨を、積載船舶コード、積出港コード及び航海番号(運航船会社単位)ごとに登録する。

- [1] 積載船舶コード（「積載船舶*」欄左）
積載船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。
信号符字がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。
- [2] 積載船舶名（「積載船舶*」欄右）
信号符字がシステムに登録されていない場合は、積載船舶名を必須入力する。
- [3] 積出港コード（「積出港*」欄左）
積出港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [4] 航海番号（「航海番号*」欄）
積載船舶の航海番号を運航船会社単位で必須入力する。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により船積確認情報がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
船積確認通知情報	S A T 0 4 7 1	次の条件を全て満たす場合。 ① 貨物情報に輸出等許可された旨が登録されている。 ② 要船積確認の旨が登録（注1）されている。 ③ 登録者が船会社又は船舶代理店である。 ④ 「積載船舶*」欄右に入力した積載船舶コードが「9999」以外である。	通関業者等
	S A T 9 × × 1 （注2）		税関 （通関担当部門）
船積情報	S A T 0 4 8 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 「ACL情報登録（コンテナ船用）」業務（業務コード：ACL01）又は「ACL情報登録（在来船・自動車船用）」業務（業務コード：ACL02）が実施されている。 ② 登録者が船会社又は船舶代理店である。 ③ 「積載船舶*」欄右に入力した積載船舶コードが「9999」以外である。	税関 （監視担当部門）

（注1）輸出申告等の事項登録時において、積戻し貨物、関税減免戻税適用貨物、内国消費税の輸出免税（還付金）適用貨物若しくは用途外使用の用途に該当しない用途の適用貨物である旨又は「要船積（搭載）確認識別」欄に「Y」を入力した場合を含む。

（注2）出力情報コードの「××」部分は部門コードとなる。

(3) 出力情報の利用

イ 「船積確認通知情報」(出力情報コード：SAT0471)の利用

「船積確認通知情報」(出力情報コード：SAT0471)が配信された場合は、通関業者等に配信された「船積確認通知情報」(出力情報コード：SAT0471)をもって、関税法基本通達67-1-20(減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示)又は63-18(到着の確認を受けた積戻し許可書の提示)の適用を受ける際の輸出許可書又は積戻し許可書への船積年月日の記載に代えることができる。

なお、「ACL情報登録(コンテナ船用)」業務(業務コード：ACL01)又は「ACL情報登録(在来船・自動車船用)」業務(業務コード：ACL02)が実施された貨物について、「船積確認登録」業務(業務コード：CCL)により通関業者に「船積確認通知情報」(出力情報コード：SAT0471)が配信された場合は、併せて税関(監視担当部門)に船積情報(SAT0480)が配信されることから、これをもって同通達67-1-20(減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示)又は同通達63-17(輸出運送貨物の到着の確認)に規定する税関(監視担当部門)による船積みの確認を省略することができる。

ロ 船積情報(出力情報コード：SAT0480)の利用

「ACL情報登録(コンテナ船用)」業務(業務コード：ACL01)又は「ACL情報登録(在来船・自動車船用)」業務(業務コード：ACL02)が実施された貨物について、船会社(本船運航船会社)又は船舶代理店が「船積確認登録」業務(業務コード：CCL)を利用して船積確認した旨の登録を実施することにより、税関(監視担当部門)に船積情報(出力情報コード：SAT0480)が配信されることをもって、関税法施行令第15条第1項(積卸について呈示しなければならない書類)に規定する貨物の積卸に関する書類の呈示に代えることができる。

ハ 留意事項

船会社又は船舶代理店以外の利用者が「船積確認登録」業務(業務コード：CCL)を実施した場合、「船積確認通知情報」(出力情報コード：SAT0471)及び「船積情報」(出力情報コード：SAT0480)は配信されないため、業務を実施する場合には留意すること。